

## 「平成29年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成29年3月23日  
茨城県保健福祉部生活衛生課  
食の安全対策室

県では、「平成29年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成29年2月16日(木)から平成29年3月17日(金)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 実施状況

#### (1) 募集内容

「平成29年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

#### (2) 募集期間

平成29年2月16日(木)から平成29年3月17日(金)まで

#### (3) 公表資料

- ①「平成29年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成29年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

#### (4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」  
(URL : <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

#### (5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

#### (6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

#### (7) ご意見の提出状況

- |        |          |
|--------|----------|
| ①意見提出数 | 2件(団体2件) |
| ②意見等の数 | 6件       |

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	・特になし	
2 監視指導計画の基本的事項	<p><b>(5) 監視指導・試験検査の実施に関する基本的方向</b></p> <p>・ネットモニターアンケートの結果では、食の安全に対する不安を感じる県民の割合は約75%と依然と高い状況にあることが加筆されました。不安に感じていることの項目や理由などについても明示ねがいます。</p>	<p>・ネットモニターアンケートの結果につきましては、<u>※1</u> <u>いばらきネットモニターアンケート結果一覧</u>（枠外に <u>URL</u> <u>記載</u>）に掲載しておりますので、ご参照願います。</p>
3 立入検査	・特になし	
4 食品等の試験検査	<p><b>4-2 (2) BSEスクリーニング検査について</b></p> <p>・生体検査において運動障害、知覚障害、神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施することとしました。変更する理由について、県民に分かりやすく説明されるようお願いいたします。</p> <p>さらに、検査員が検査するかどうか判断するときに迷わないよう、具体的な内容を適切に周知することを望みます。</p> <p>また、検査を含む各種のBSE対策について、県民に分かりやすく説明するようお願いいたします。</p>	<p>・「いばらき食の安全情報 Web Site」や「県政出前講座」等を活用し、BSEスクリーニング検査体制の変更の周知に努めてまいります。検査員への周知につきましては、既に各食肉衛生検査所に周知しておりますが、年度当初に担当者会議等で再度、周知いたします。</p>
5 重点監視指導項目	<p><b>「5 重点監視指導項目」に「HACCPによる衛生管理の普及促進」を新たに追加してはどうか。</b></p>	

	<p>・HACCP に関しては、計画（案）においては、「11 食品事業者に対する自主的な衛生管理の指導」中、「(6) HACCP」として記載されていますが、自主的な取り組み任せのままでは普及が進まない遠因ともなっており、食品事業者に対する行政の積極的な働きかけが求められています。</p> <p>・国は食品事業者に対し HACCP の考え方に基づく衛生管理を制度化する見込みであることや、茨城県食品衛生法施行条例第 2 条に規定する別表第 1 に基づく衛生管理をさらに広く普及するためにも、「HACCP による衛生管理の普及促進」を重点監視指導項目に追加し、義務化を見据えた監視指導を推進すべきと考えます。</p>	<p>・HACCP に関しては、計画（案）においては、「11 食品事業者に対する自主的な衛生管理の指導」中、「(6) HACCP」として記載されていますが、ご意見を踏まえ、「5 重点監視指導項目」に「HACCP による衛生管理の普及促進」を新たに追加いたします。</p>
<p>6 食品表示の適正化の推進</p>	<p>・特になし</p>	
<p>7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進</p>	<p><b>(3) 食品衛生に関するリスクコミュニケーション</b></p> <p>・ウ、で意見交換会の開催についてふれられていますが、内容や対象者、時期など、触れられていません。年度ごとに、重点など決めて、統一して進められることを望みます。また、回数や参加人数など、2012 年以降は減ってきているように見受けられます。県民の食の安全に対する不安は高い状況にあるので、この意見交換会を充実させていくことを望みます。</p>	<p>・意見交換会の内容、時期等については実施主体となる保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所に任せております。また、「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」等につきましては食品表示法の講習会等で対応させていただいております。</p>

	<p>さらに、食の安全に関する意見交換会の実施主体についてふれられていません。明示されることを望みます。</p> <p>また、「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」などの食品のマスコミを通じた宣伝が盛んにおこなわれています。県民がこれらの食品を選択する際に正しい判断ができるよう、広報含めたリスクコミュニケーションを強めてください。</p> <p><b>(4) 県民への食品衛生に関する情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オ、で食品（農林水産物等）の放射性物質検査結果についてホームページ等で公表しますとありますが、検査数値や経過などについてのわかりやすい説明も不可欠です。説明を付け加えるようお願いいたします。</li> </ul> <p><b>(6) 県民及び食品等事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内では、子ども食堂や高齢者を対象にした食事会など、地域住民同士で、世代を超えて支え合う取り組みが始まっています。これらの取り組みは、地域コミュニティとしてとても重要な役割を果たしています。こうした場をさらに発展させるために、茨城県としても、柔軟な対応・衛生面での適切な指導を行うことを望みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いばらき食の安全情報 Web Site」の内容については、よりわかりやすいよう努めてまいります。</li> <li>・「子ども食堂」等の新たな業態が見られますので、実態についてはよく聞き取りをさせていただいたうえで、指導等の対応させていただきます。</li> </ul>
8 一斉取締り	・特になし	

9 違反を発見した場合の対応	・特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	・特になし	
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	・特になし	
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	・特になし	

※1 いばらきネットモニターアンケート結果一覧 URL:

<http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kocho/netmonitor/kekka/index.html>